

# 佐久広域連合火災予防条例の一部改正の概要



## 1 改正に至る背景と目的

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令368号）が公布されたことに伴い、佐久広域連合火災予防条例の一部を改正しました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山の花火大会会場で発生した火災（※1）を踏まえ、露店や屋台等（以下「露店等」とする。）において使用される対象火気器具等（※2）に対し消火器の準備を求めるほか、消防機関が対象火気器具等を使用する露店等の開設を把握するため届出を義務付けるとともに、屋外において大規模な催しを主催する者に対し、事前に防火担当者を定め火災予防上必要な業務の計画の作成を義務付けるものです。

### ※1 福知山花火大会会場で発生した火災

平成25年8月15日19時28分頃、京都府福知山市由良川河川敷にて、露店関係者が照明等の電源として使用する発電機に燃料を補給する際、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、火気設備に引火したことにより、死者3名、負傷者56名が発生した火災。

### ※2 対象火気器具等

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具。

例：液体（ガソリン、灯油等）、固体（炭、薪等）、気体（プロパンガス等）を使用するコンロ、発電機、ストーブ等

## 2 主な改正内容

### (1) 消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催し（※3）に際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用すること。

（第18条、第19条、第21条、第22条関係）

### ※3 多数の者が集合する催し

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものを対象とします。なお、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外とします。

例：不特定多数の者の来場が予測される公園まつりや盆踊り大会、自治会で行うお祭り、神社の祭礼等の催しは対象とします。ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある催しは対象外とします。

## (2) 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件（※4）に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるもの（※5）を「指定催し」として指定します。

なお、指定するときには、あらかじめ催しを主催する方の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する方に通知します。

（第47条の2関係）

### ※4 消防長が定める要件

(1)大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであって、予想される人出が1日10万人以上の規模であること。

(2)主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。上記(1)と(2)いずれにも該当する屋外の催しが対象となります。

### ※5 火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるもの

多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれ大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があること。このため、露店等の周囲において混雑が発生しないことが明らかである場合等は該当しません。

## (3) 屋外催しに係る防火管理

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画（※6）を作成するとともに、この計画に従って火災予防上必要な業務を行わなければなりません。また、開催する日の14日前までに当該計画（※7）を消防機関に提出することを義務付けました。

（第47条の3関係）

### ※6 「火災予防上必要な業務に関する計画」に定める主な内容

- ・防火担当者等の選任、その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・火気器具等に対する消火設備に関すること。
- ・火災が発生した場合における初期消火活動、通報連絡、及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

### ※7 火災予防上必要な業務に関する計画の提出期限

提出期限は、消防機関が催しの概要を把握するとともに当該計画を事前に確認し、必要に応じて当該計画の是正を求める必要があることから、それらの事務処理期間を考慮して設定しました。

#### (4) 露店等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、**対象火気器具等を用い露店等を開設する場合は**、その実施状況について消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導することができるよう、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を**消防機関に届け出ることを義務付け**ました。

(第50条関係)

#### (5) 罰則

「指定催し」を主催する者で、**火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者**に対し、**罰則**(30万円以下の罰金)を設けるものです。

また、その**罰則について**(※8)、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金が科されることとなります。

##### ※8 罰則について

法人等の業務に関して、従業者が違法行為をした場合に、違法行為をした個人と事業主体である法人等の両方を罰する旨を定めた規定です。

(第54条、第55条関係)

#### (6) 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行します。

#### (7) 附則

施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の佐久広域連合火災予防条例第47条の2及び第47条の3の規定は適用しないものとします。